

一般ガス供給約款 別冊

【その他の供給条件】

2025年2月1日実施
(令和7年2月1日実施)

北海道ガス株式会社

この一般ガス供給約款別冊【その他の供給条件】（以下「本条件」といいます。）は、当社の一般ガス供給約款に基づきガスの供給を受けるお客さまに適用します。ただし、当社との需給契約において定められた契約年間使用量が1,000万立方メートル以上のお客さまを除きます。

1. 適用期間

本条件は、料金算定期間の末日が以下に該当するガス料金に適用します。

- ① 2023年1月1日から2023年1月31日
- ② 2023年2月1日から2023年9月30日
- ③ 2023年10月1日から2024年5月31日
- ④ 2024年6月1日から2024年6月30日
- ⑤ 2024年9月1日から2024年10月31日
- ⑥ 2024年11月1日から2024年11月30日
- ⑦ 2025年2月1日から2025年3月31日
- ⑧ 2025年4月1日から2025年4月30日

2. 料金

- (1) 1①の場合、一般ガス供給約款に定める調整単位料金は、一般ガス供給約款19（単位料金の調整）によって算定される調整単位料金から10円を引き下げたものとします。
- (2) 1②の場合、2022年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（以下「総合経済対策」といいます。）に基づき、一般ガス供給約款に定める調整単位料金は、一般ガス供給約款19（単位料金の調整）によって算定される調整単位料金から30円を引き下げたものとします。
- (3) 1③の場合、総合経済対策に基づき、一般ガス供給約款に定める調整単位料金は、一般ガス供給約款19（単位料金の調整）によって算定される調整単位料金から15円を引き下げたものとします。
- (4) 1④の場合、2023年11月2日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき、一般ガス供給約款に定める調整単位料金は、一般ガス供給約款19（単位料金の調整）によって算定される調整単位料金から7.5円を引き下げたものとします。
- (5) 1⑤の場合、政府による経済対策「酷暑乗り切り緊急支援」（以下「酷暑乗り切り緊急支援」といいます。）に基づき、一般ガス供給約款に定める調整単位料金は、一般ガス供給約款19（単位料金の調整）によって算定される調整単位料金から17.5円を引き下げたものとします。
- (6) 1⑥の場合、酷暑乗り切り緊急支援に基づき、一般ガス供給約款に定める調整単位料金は、一般ガス供給約款19（単位料金の調整）によって算定される調整単位料金から10円を引き下げたものとします。
- (7) 1⑦の場合、2024年11月22日の閣議決定「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた経済対策」（以下「総合経済対策（2024年11月）」）に基づき、一般ガス供給約款に定める調整単位料金は、一般ガス供給約款19（単位料金の調整）によって算定される調整単位料金から10円を引き下げたものとします。

- (8) 1⑧の場合、総合経済対策（2024年11月）に基づき、一般ガス供給約款に定める調整単位料金は、一般ガス供給約款19（単位料金の調整）によって算定される調整単位料金から5円を引き下げたものとしてします。

3. 本条件の変更

上記の適用期間及び料金については、総合経済対策の実施状況等に応じて変更する場合があります。